

2020年7月

個人情報漏えいに関する賠償請求事件の展開

弁護士 赤川 圭

本ニュースレターは、しばしば報道される個人情報漏えい事例について、事業者側の責任に関する近時の裁判例を踏まえたアップデートをご提供するものです。
最高裁平成 29 年 10 月 23 日判決等の示した判断枠組みに従い、いわゆる実害の明確でない多数の被害者の精神的な損害や不安も賠償責任の対象とされる判断事例が増えており、かつ、賠償額もやや高額化している傾向が認められます。

1. 賠償責任についての考え方の変遷

近時、個人情報(主に氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等)の漏えい事件が時折報道され、また同種事件に関する事業者の賠償責任についての裁判例が下されています(例えば、東京高裁令和 2 年 3 月 25 日など)。個人情報の価値や精神的損害についての一義的な基準がない中、未だ事例蓄積により相場観が形成される途上にあると言えるのではないかと思います。

そもそも、数年前までは、個人情報漏えいの補償としては、1 件 500 円程度(それに相当する金券配布など)のお詫びをもって補償されるという実務慣行に近いものもありましたが、その後の個人情報保護に対する意識の高まりに併せ、漏洩被害についての意識も高まり、より高額な補償を求める動きが強まっています。

裁判例においても、当初は、特殊な事情により高額な賠償が認められる例外的な案件もありましたが、一般的には、漏洩による精神的な損害や不安について金銭的評価が困難であることを理由に、損害賠償請求を否定されることが少なくありませんでした。しかしながら、上記のような意識の高まりを反映してか、次第に賠償を認める裁判例も現れ、最高裁平成 29 年 10 月 23 日判決がそういった精神的な損害も、経済的損害とは別に、補償の対象になることを実質的に認めました。

2. 最高裁判決及びその後の差戻審等の示している判断枠組み

最高裁平成 29 年 10 月 23 日判決は、「原審は、上記のプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないことのみから直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。」と判示して、原判決を破棄して原審に差し戻しました。そこでは、精神的損害の有

無やその程度を判断する明確な基準は示されませんでした。同差戻審である大阪高裁令和元年11月20日判決をはじめ、その後の裁判例では、概ね以下のような要素を考慮する枠組みが示されています。

- ・侵害された個人情報内容及び性質
- ・プライバシー権の侵害態様
- ・流出した範囲
- ・実害の有無
- ・個人情報を管理していた者による対応措置の内容

まず、個人情報の内容については、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等の情報だけの場合と、個人の職業等の社会的地位、資産等の経済的な情報や思想信条等の情報と一体となっている場合とで差が生じることが示唆されています。医療情報等のセンシティブ情報が含まれる場合もやはり差が生じます。

加えて、単に漏えいした情報の内容だけでなく、他の要素も考慮されている点は注目に値します。もちろん、上記のような考慮要素から一概に金額が明らかになるわけではありませんが、漏えいが経済的利益のために行われた、漏洩された情報が他で公開されていないものである、流出先が広汎である、心当たりのない勧誘電話等が顕著に増えた、事後的な被害拡大防止措置や補償が行われなかったといった事情があると、賠償額が増える方向で考慮されるということになり、逆は減る方向で考慮されるということになります。

3. 賠償金額についての判断事例の蓄積状況

これまでの裁判例で認められた賠償金額については、1件(1名)あたり1000円から数千円程度が多く、最も高額な事例で1件あたり5000円から数万円(大阪高裁平成13年12月25日判決、大阪高裁平成19年6月21日判決、東京高裁平成19年8月28日判決など)といった事例が知られています。もともと、傾向としては、全体的には徐々に高額化してきており、最近の裁判例でも、原告側がより高額(例えば1件あたり10万円程度)の補償を求める例が続いているので、今後更なる高額化の可能性も否定はできません。漏えい対象件数は、数件程度から、消費者向け事業者などでは数百、数千万件に及ぶことも決して少なくないことを考えると、その潜在的なリスクの大きさは明らかです。(なお、場合によって個人情報保護法、不正競争防止法等の違反による刑事責任も問題になり得ることも留意が必要です。)

4. 事前予防、事後対応

事業者としては、日常、十分な流出防止措置を(自社のみならず委託先からの流出事例も少なくないところですので、委託先での防止措置も含めて)実施することで予防を行うと同時に、もし漏えいの可能性が発見された場合には、直ちに拡大防止措置及び被害補償に努めることが、その後の裁判等でも意味のあるダメージコントロールになります。その補償検討の際には、近時の裁判例の展開も踏まえた対応が必要と考えられます。日常的な予防措置から有事の対応まで、ご質問等があれば以下までご相談ください。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 赤川 圭(kei.akagawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。